

出版人の会 第18回勉強会

「緊急事態宣言条項」の危険性

独裁政権に繋がる自民党改憲案 98条、99条

2016年3月14日(月) 18:00~20:30

自民党改正草案 (緊急事態の宣言)

九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

今回は升永英俊弁護士のお話です。昨年来、朝日新聞などに自民党の憲法改正草案の「緊急事態宣言条項」の危険性に関する意見広告を掲載して大きな反響を呼んでいます。

升永弁護士は、ドイツでナチスの独裁が成功したのは、1933年2月27日にドイツで国会の放火事件が起こり、翌28日にヒトラーがヒンデンブルグ大統領をして発令させた非常事態宣言によると指摘されます。自民党の改憲草案の98条、99条はまさにそのように利用される危険があります。また、米国連邦憲法には、緊急事態宣言条項は存在しません。安倍政権が改憲を明言した今、憲法と表現活動を考える必要があります。

講師 升永英俊 氏

弁護士 専門分野=知的財産法、税法 青色LED職務発明裁判他

著書、論文=「一人一票訴訟 上告理由書」(日本評論社2015)、「サブリース訴訟」[増補版](千倉書房2003年)、法の支配とその実現の一例(自由と正義 寄稿)など

升永ブログ 日本を民主主義国家に変えよう!!歴史を創ろう!!

新聞等に自民党憲法改正草案に関する意見広告を掲載

会場 岩波セミナー룸

千代田区神田神保町2-3 岩波アネックスビル3F (半蔵門線/都営三田線/都営新宿線 神保町駅下車3分)

参加費 会員500円・会員外1000円

主催 憲法と表現の自由を考える出版人懇談会

参加お申し込み・お問い合わせは kenpoueighty21@yahoo.co.jp